

吉田町牧之原市広域施設組合公告第1号

入札公告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び吉田町牧之原市広域施設組合財務規則（平成29年吉田町牧之原市広域施設組合規則第2号）第164条の規定に基づき公告します。

令和5年5月22日

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長 田村典彦

記

- 1 入札執行者 管理者 吉田町長 田村典彦
- 2 担 当 〒421-0421
静岡県牧之原市細江664番地3
吉田町牧之原市広域施設組合事務局
電話番号 0548-24-1000
- 3 工事内容等
 - (1) 入札番号 第19号
 - (2) 工事名 令和5年度 吉田町牧之原市広域施設組合
吉田消防署受電設備等更新工事
 - (3) 工事箇所 静岡県榛原郡吉田町住吉 地内
 - (4) 工事概要等 規 模 延床面積 1,728.0㎡
構 造 R C造 地上3階建て
工 種 電気工事
 - (5) 工 期 令和5年6月27日から令和6年3月15日まで
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 吉田町において建設工事について一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の事務取扱要領（平成17年吉田町要領第11号）に基づく申請書を提出して受理された者
 - (3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札のときまでの期間に、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないもの
 - (5) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、電気工事業に係る建設業の許可を受けている者で、静岡県内の土木事務所管内に営業所を有するもの

- (7) 電気工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定による総合評価値を有する者
- (8) 本工事に必要な資格を有する主任技術者を当該工事に配置できる者
- (9) 過去5年間に消防署又は病院施設において、受変電設備又は発電機の更新工事の実績を有する者

5 設計業務等の受注者

- (1) 4(5)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
静岡県榛原郡吉田町住吉 3529 エイエイチ設計 増田 剛久
- (2) 4(5)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 入札参加資格等の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により申請書及び資料を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
 - ① 提出期間 令和5年5月23日（火）から令和5年6月1日（木）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで。ただし、提出期限の最終日は正午まで。
 - ② 提出先 2の担当
 - ③ その他 申込書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）を提出先に持参又は郵送することとし、電送によるものは受け付けない。ただし、郵送の場合は提出期限の前日必着とする。
- (2) 入札参加資格の確認は、原則として、申請書及び資料の提出期限の翌日をもって行うものとし、その結果は令和5年6月8日（木）までに通知する。
- (3) 申請書は、様式第3号の1により作成すること。
- (4) 資料の作成
資料は、次により作成すること。
なお、次の①の同種工事の施工実績及び③の配置予定技術者の同種の工事経験は、過去5年以内で、工事が完了し引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。
 - ① 同種工事の施工実績
 - ア 同種工事の施工実績は、4(9)に掲げる資格があることを的確に判断できる同種の工事の施工実績を様式第4号の1により作成すること。この場合、資格があると確認できる工事を複数記載することができるものとする。
 - イ 次の記載例と同程度に記載すること。
 - 工事概要
 - 規模・寸法
 - 構造形式
 - ② 契約書の写し
 - ①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績システム（CORINS）に登録されている工事の場合は、様式第4号の1に登録番号を記名したうえで、工事カルテ（CORINS）の写しを添付すれば、契約書の写しを省略することができるものとする。
 - ③ 配置予定技術者等の資格
4(8)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格を様式第5号

の1により記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、競争参加資格の確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札した場合においては、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行う場合がある。

○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。

・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し

また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業の許可申請書の様式第八号(1)又は(2)の写し）

・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証等）の写し

④ 許可等の状況

建設業許可の状況及び営業所の状況並びに経営事項審査の結果を様式第6号の1により記載すること。

⑤ 許可通知書の写し

建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第一号及び別紙二又は様式第二十二号の二の写し等、4(6)に掲げる資格があることを証する書類を提出すること。

⑥ 総合評定値通知書の写し

建設業法第27条の2第1項に規定する総合評定値通知書の写しを提出すること。（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの。）

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

② 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

③ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

④ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

⑤ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

⑥ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 設計図書等の配付等

契約書案、契約約款、共通仕様書、特記仕様書、設計書、図面及び吉田町競争契約入札心得（以下「設計図書等」という。）の配付等を次のとおり行う。

(1) 設計図書等のうち、特記仕様書、設計書及び図面（以下「配付資料」という。）を次のとおり配付する。

① 配付期日 令和5年6月8日（木）

② 配付方法 入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認めた者に郵送又は宅配の方法（着払い）で送付する。

(2) 配付資料以外の設計図書等については、事前に申込みを受けた場合に限り、郵送又は宅配の方法（着払い）で送付する。

① 申込期間 令和5年6月8日（木）から令和5年6月14日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 申込先 2の担当

8 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式自由）により、提出すること。

- ① 受付期間 令和5年6月9日（金）から令和5年6月14日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。最終日の14日（水）は正午まで。
- ② 受付場所 2の担当
- ③ その他 書面は、持参により提出することとし、電送によるものは受付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問書を提出した者に対し、書面により回答するとともに次のとおり縦覧に供する。
 - ① 縦覧期間 令和5年6月19日（月）から令和5年6月20日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 縦覧場所 2の担当

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には令和5年6月14日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和5年6月16日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、2の担当とする。

10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札、開札の日時 令和5年6月23日（金）午後2時から
- (2) 入札、開札の場所 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町役場 2階町民ホール
- (3) その他
 - ① 入札者は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒には吉田町競争契約入札心得第8条に掲げる記載事項を記載して、管理者あての親書で提出しなければならない。なお、この入札書は入札日の前日までに到着しないものは無効とする。
 - ② 電送による入札は認めない。
 - ③ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とする。

11 工事費内訳書

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は様式第12号のとおりとする。
- (3) 工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。
- (4) 入札書を郵便で提出する場合、工事費内訳書も同封すること。

12 開札

開札は10に掲げる場所において、入札書提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

1 3 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載を行った者が行った入札又は吉田町競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 4 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 6 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

1 7 支払条件

(1) 前払金

請負代金額が300万円以上の場合は、40パーセント以内の額とする。

(2) 中間前金払

前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たしている場合は、請負代金額の10分の2以内の額とする。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。

1 8 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

1 9 現場代理人の常駐義務の緩和

当初請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する専任の主任技術者を必要とする工事1件の金額未満の場合で、兼務工事件数及び地理的要件等を満たす場合は、現場代理人の常駐義務緩和の対象工事となる。

2 0 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 落札者は、様式第5号の1に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置する

こと。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) その他詳細不明の点については、2の担当へ照会すること。